



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

話題の言葉

カーボンオフセット

最近、環境に配慮した取り組みについて、目や耳にすることが増えましたね。

効率性や利便性を重視した結果、環境を悪化させる原因を作ってしまうこともありますから、これからは、地球温暖化防止策として、CO2削減6%達成に貢献できるように地球に優しい生活に心がけることが大切ですよね。

カーボン・オフセットとは、日常生活や経済活動において避けることができないCO2等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方です。イギリスを始めとした欧州、米国、欧州等での取組が活発であり、我が国でも民間での取組が拡がりつつあります。

カーボン・オフセットは、オフセットを行う主体自らの削減努力を促進する点で、これまで温室効果ガスの排出が増加傾向にある業務、家庭部門等の取組を促進することが期待されます。

我が国においてカーボン・オフセットの取組が広まることで、事業者、国民など幅広い主体による自発的な温室効果ガスの排出削減の取組を促進することとなり、京都議定書の目標達成にも資することが期待されます。

環境省ではこれらの状況を踏まえ、我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について、2007年9月から「カーボン・オフセットのあり方に関する検討会」を立ち上げ、5回に渡る議論とパブリックコメントを経て、2008年2月に「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」を取りまとめました。

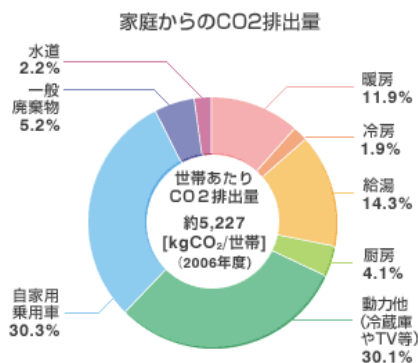
環境省では、国全体を低炭素社会へとシフトする上で重要な手段の一つであるカーボン・オフセットの取組を普及・促進するため、平成20年11月14日にオフセット・クレジット(J-VER)制度を創設致しました。

オフセット・クレジット(J-VER)制度とは、国内のプロジェクトにより実現された温室効果ガス排出削減・吸収量をカーボン・オフセットに用いることのできるオフセット・クレジット(J-VER)として認証する制度であり、これにより、個人、企業、自治体等による主体的なカーボン・オフセットの取組を促進することが期待されています。

身近で取り組める環境保全活動として2007年度から始まったカーボンオフセットはがきがありますよね。今年の暑中お見舞いのご挨拶は、このカーボンオフセットはがきを利用してみたいと思っています。

それから、8月は休暇を取られる方も多いかと思いますが、徒歩/自転車→電車→バス→飛行機→自家用車→タクシーという順番で、一人あたりのCO2排出量が多くなるそうです。私は、できるだけ、公共交通機関を利用し、地球にも家計にも健康にもやさしい生活にチャレンジしてみたいと思います。

(青島 彩子)



日本エネルギー経済研究所 計量分析ユニット 家庭原単位マトリックスをもとに、国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィスが作成したものに加筆(このグラフに関する注記事項は欄外に記載)。

情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先: 朝日税理士法人名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

Question (棚卸資産の評価方法)

当社は、食品スーパーを営む8月決算の中小企業です。
より正確な管理を行うことを目的として今期から在庫管理システムを採用することになり、それに伴い、棚卸資産の評価方法を売価還元法から総平均法に変更することになりました。
今般、決算作業の打合せをしていたところ、棚卸資産の税務上の評価方法の変更承認申請をしていないことに気がつきました。(現在選定している評価方法は売価還元法)
今回の決算では、どのような対応をしたらよいでしょうか？

Answer

税務上、棚卸資産について、選定した評価方法により評価しなかった場合、又は評価方法を
選定しなかった場合には、最終仕入原価法が適用されます。
貴社の場合、会計上で採用した総平均法により評価した金額と税務上で適用される最終仕入
原価法により評価した金額との差額を、申告調整する必要があります。
また、来期以降、税務上も総平均法を適用するためには、8月末までに棚卸資産の評価方法
の変更承認申請書を所轄税務署長に提出することが必要です。

解説



税務上、棚卸資産について、選定した評価方法により評価しなかった場合、又は評価方法を
選定しなかった場合には、最終仕入原価法が適用されます。

税務上の評価方法と異なる評価方法を会計上で採用した場合は、税務上で適用される最終仕
入原価法による評価額と会計上の評価額との差額を算定し、申告調整しなければなりません。

税務上の評価方法を変更しようとするときは、変更しようとする事業年度開始の日の前日まで
に、必要事項を記載した変更承認申請書を所轄税務署長に提出しなければなりません。(その
事業年度終了日までに承認又は却下の処分がなかったときは承認されたものとみなされます。)

貴社の場合、前期末までに、棚卸資産の評価方法の変更承認申請書を提出していないので、
今期、税務上で総平均法を採用することは認められないこととなります。

ただし、棚卸資産につき選定した評価方法により評価しなかった場合において、適用した評価
方法が、税法で定められた評価方法のいずれかに該当し、かつ、その評価方法によっても適正
に所得計算が行われると認めるときは、税務署長は、その評価方法により計算した所得金額に
基づいて更正又は決定をすることができるとの規定があります。

貴社の場合、適切な管理を行うことを目的として、選定している評価方法とは別の評価方法を
採用しており、また、新たに採用した総平均法は税法に定められた評価方法であるため、総平均
法による評価も認められる可能性があると考えられます。

根拠条文等

- 法人税法 第29条 (たな卸資産の売上原価等の計算及びその評価方法)
- 法人税法施行令 第28条 (棚卸資産の評価の方法)
- 法人税法施行令 第30条 (棚卸資産の評価の方法の変更手続)
- 法人税法施行令 第31条 (棚卸資産の法定評価方法)